

## ～ F A Q ～ よくある質問とその回答

### ○ 申請書、届出について

Q 1 : 現況届は、毎年提出する必要がありますか。

A 1 : 看護師等養成施設を卒業した日から返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年4月1日現在の現況について、その年の4月15日までに現況届（様式第25号）を提出していただく必要があります。

Q 2 : 年度が変わる直前に就業先を変更しました。現況届の提出はどのようにしたらいいですか。

A 2 : 就業先が変わったときには、現況届（様式第25号）を提出してください。3月31日時点で新しい就職先で就業している場合は、現況届（様式第25号）の証明は新しい就職先でもらってください。

Q 3 : 現況届を返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば免除になるのでしょうか。

A 3 : 看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第14号）の提出が必要となります。現況届の提出だけでは免除になりません。

Q 4 : 就業時に住所が変わりましたが、現況届（様式第25号）に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A 4 : 現況届（様式第25号）に新しい住所が記載されるだけでは、住所変更の手続きはできません。

各届出、申請の際に住所が変わる（っている）ときは、必ず氏名（住所）変更届（様式第18号）も一緒に提出してください。現況届提出の際に住所が変わる（っている）ときも同様です。

Q 5 : 連帯保証人のうち、1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればいいですか。

A 5 : 保証人異動届（様式第8号）と併せて、亡くなられた方の除籍抄本、印鑑証明書を提出してください。

また、新連帯保証人を届け出る際は、保証人変更承認申請書兼保証人誓約書（様式第9号）を提出してください。提出にあたっては、新連帯保証人の住民票の写し、印鑑証明書及び所得を証する書類を添付してください。

Q 6 : 連帯保証人2名は両親でいいですか。

**A 6** : 連帯保証人2名のうち1名は父親又は母親でもかまいませんが、もう1名は父親又は母親とは独立して生計を営む成年者としてください。なお、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者又は後見人としてください。

Q 7 : いろいろな手続きを忘れてしまったら、市から連絡があるのですか。

**A 7** : 原則、市からは連絡しません。銚子市看護師等修学資金貸付要項をよく読んだ上で、必ず皆さんが手続きを行ってください。個々人の状況により提出すべき書類がありますが、それはすべて、条例、規則に基づき、皆さんがその都度提出していただくものです。

手続き忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。

## ○ 返還猶予について

Q 8 : 看護学校卒業後に英会話学校に進学し、その後市内の看護職として就職しました。この場合は、猶予として認められますか。

**A 8** : 認められません。進学で猶予されるのは、看護師等の養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q 9 : デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

**A 9** : 認められません。銚子市内の医療機関（銚子市立病院勤務看護師等修学資金を借りている方は銚子市立病院）に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等）は対象外となり、貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q 10 : 市内医療機関（銚子市立病院勤務看護師等修学資金を借りている方は銚子市立病院）に看護職のパートとして就業しましたが、猶予されますか。

**A 10** : 猶予できません。常勤職員として就業した場合に限ります。

Q 11 : 病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるのでしょうか。

**A 11** : 退職理由が業務に起因する心身の故障の場合は返還債務の全額、その他やむを得ない理由の場合は返還債務の一部が免除なる場合がございますので、まずは市へご相談ください。

例として、本人の病気等の場合（業務に起因しない場合）、退職前（やむを得ない

場合は退職後)に「看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第16号)」と「診断書(療養に要する期間を明記のこと)」を提出してください。返還すべき債務について、市で返還猶予期間の延長を決定します。

猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくことになります。

なお、退職にあたっては、勤務辞退届(様式第23号)を提出してください。

Q12:結婚で退職するとき、または妊娠して退職するとき、どのような手続きになりますか。

A12:結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、返還となります。勤務辞退届(様式第23号)を提出してください。

### ○ 返還について(全額返還・一部返還)

Q13:修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で退職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すればいいですか。

A13:休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、休職期間を除いて業務に従事する必要があります。

Q14:卒業後すぐに銚子市外に就職したため、現在返還中です。今度銚子市内の医療機関に就職することになりました。残額については免除の対象となりますか。

A14:銚子市外で就職したことで全額返還が決定されているため、今後免除になることはありません。

Q15:現在の就職先を退職することになりました。看護師等として再就職する場合、再就職先はいつまでに決めなければならないでしょうか。

A15:再就職(転職)活動の期間としては概ね1か月間を上限として認めています。それ以上の期間は条例の要件に該当しないものとして、全額返還していただきますのでご注意ください。

就業先を退職したら勤務辞退届(様式第23号)を提出する必要があります。また、看護師等として再就職したら、現況届(様式第25号)を提出してください。

Q16:貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A16:市から送付する振込用紙(納入通知書)を用いて、銚子信用金庫(本店・支店)で納付してください。原則は、一括返還となります。

郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。

Q 1 7 : 修学資金の返還を滞納した場合はどうなりますか。

A 1 7 : 滞納したときは、督促、催告を行います。それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や法的な措置を行います。

## ○ その他

Q 1 8 : 銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金の利用を考えています。他の奨学金との併給は可能ですか。

A 1 8 : 国及び地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金との重複貸付けはできません。(※日本学生支援機構との重複貸付は可とする。)

Q 1 9 : 看護師等養成施設を留年してしまいました。留年期間の貸付はどのようになるのですか。

A 1 9 : 留年は貸付停止ではなく、貸付契約の解除(学業成績が著しく不良となったと認められるとき)に該当します。

そのため、原則、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、貸付けを受けた看護師等修学資金を一括して返還していただきます。

Q 2 0 : 銚子市立病院勤務看護師等修学資金の貸与を受けることが決まりました。卒業後は、銚子市立病院に就職できると思っていいですか。

A 2 0 : 貸付の決定が、自動的に就職を約束するものではありません。当該病院に就職するためには他の学生等と同様に採用試験を受け、それに合格しなければなりません。この修学資金貸与制度の目的は、ただ単に経済的な支援をすることだけでなく、将来において、優秀な看護師または准看護師を確保し、地域医療に貢献しようとする意欲のある方を育成するという目的もあります。